

境町国土強靱化地域計画 概要版

令和 2（2020）年 3 月
境 町

1. 計画策定の背景と目的

国においては、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)を制定した。その後、国土強靱化基本法第 10 条に基づき、平成 26 (2014) 年 6 月に「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」という。)が閣議決定され、平成 30 (2018) 年 12 月には基本計画の見直しが行われている。

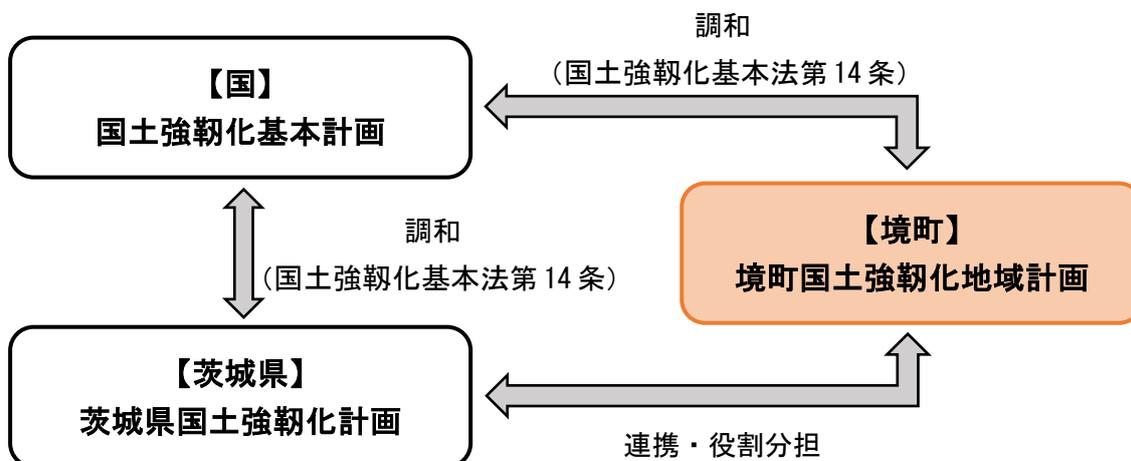
国の基本計画及び茨城県国土強靱化地域計画(以下、「県計画」という。)の策定を受け、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避するとともに、地域経済への影響を最小化するための施策を計画的に推進するため、「境町国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定する。

2. 本計画の位置づけ

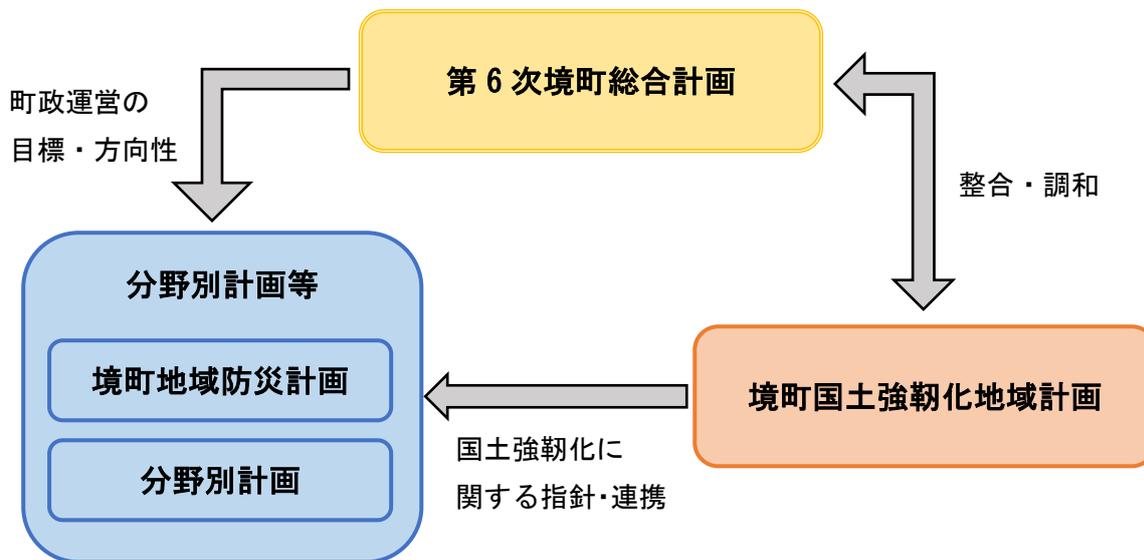
本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけられるものである。

また、県計画が、本町を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との連携・役割分担を図るとともに、「第 6 次境町総合計画」や「境町地域防災計画」等と連携して、国土強靱化に関して、本町におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものである。

《基本計画及び県計画との関係》



《本町における他の計画等との関係》



《地域防災計画との役割分担》

	境町国土強靱化地域計画	境町地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	有	なし

3. 計画期間と見直し

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とし、5年ごとに見直しを行う。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。



4. 境町の現状

(1) 位置的な特性

関東平野のほぼ中央、首都 50 キロメートル圏内にあり、茨城県の南西部、県庁所在地の水戸市まで約 70 キロメートルに位置している。面積は、46.59 平方キロメートルであり、町の南西部を利根川が流れ、その利根川をはさんで千葉県に面している。

(2) 地形・地質

地表はおおむね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっている。地勢的には、利根川流域に形成された平坦沖積地帯と古河市や坂東市に接する洪積台地からなり、主に低湿地は水田、台地は畑地を形成している。

(3) 気候

気候は、太平洋側の温暖な地域で、冬季における降雪は年数回と少ないものの、三国山脈から吹きおろす乾燥した強い西風が吹く。しかし、全体的には恵まれた自然条件となっている。

(4) 人口・世帯

茨城県常住人口調査（平成 30（2018）年 10 月 1 日現在）によれば、本町の総人口は 24,303 人である。本町の総人口は、1995 年頃まで増加傾向にあったが、以降は減少傾向が続き、平成 29（2017）年以降の総人口は 24,300 人前後でほぼ横ばいに推移している。総人口の年齢 3 区分別割合は、年少人口が 12.4%、生産年齢人口が 59.3%、65 歳以上人口が 28.1%となっている。

(5) 産業

本町の産業別就業者は、第 1 次産業が 9.14%、第 2 次産業が 36.54%、第 3 次産業が 54.31%であり、県全体と比較して第 1・第 2 次産業者の割合が高いのが特徴である。

(6) 本町で想定される災害

利根川に隣接していることから、河川氾濫などによる市街地、農地等の冠水が想定されている。地震については、最大震度 6 強から 6 弱程度が想定されている（茨城県「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」）。

5. 本計画の基本理念

いかなる大規模自然災害が発生しても、公・共・私 が緊密に連携し、町民の生命・財産を守り、社会・経済活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、迅速に回復できる「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりの推進するため、次のように本計画の基本理念を定める。

公・共・私 が連携し、「強く」「しなやかな」まちをつくる

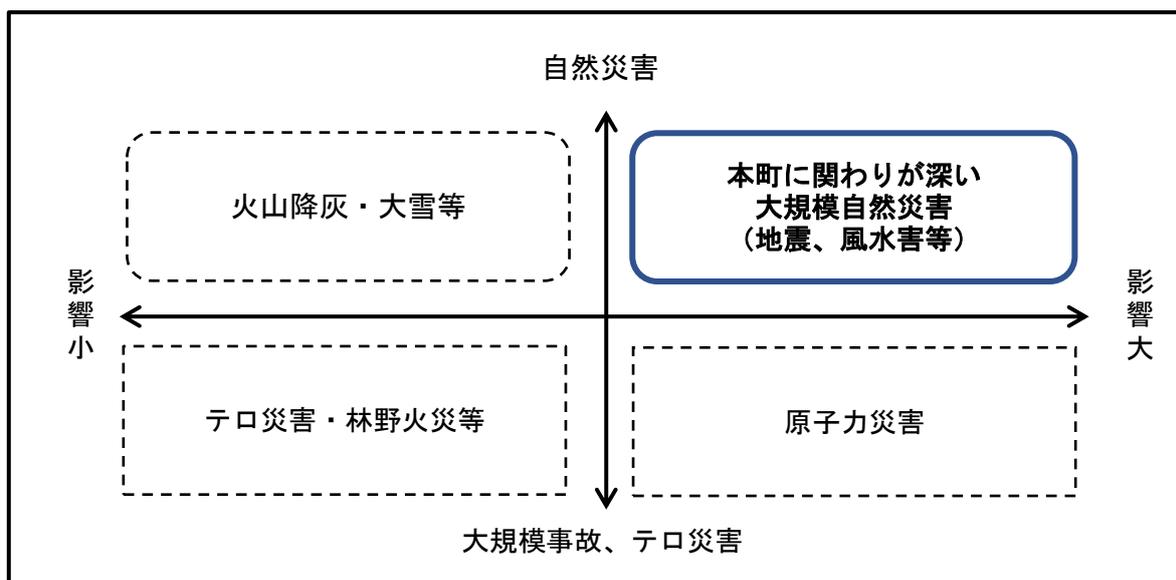
6. 本計画の基本目標

国の基本計画及び県計画における基本目標を踏まえ、次の 5 つを本計画の基本目標に位置づけ、「強く」「しなやかな」境町の形成を目指すものとする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 行政機能が維持される
- ③ 地域社会・コミュニティの機能が維持される
- ④ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ⑤ 迅速な復旧復興

7. 本計画の対象とする災害

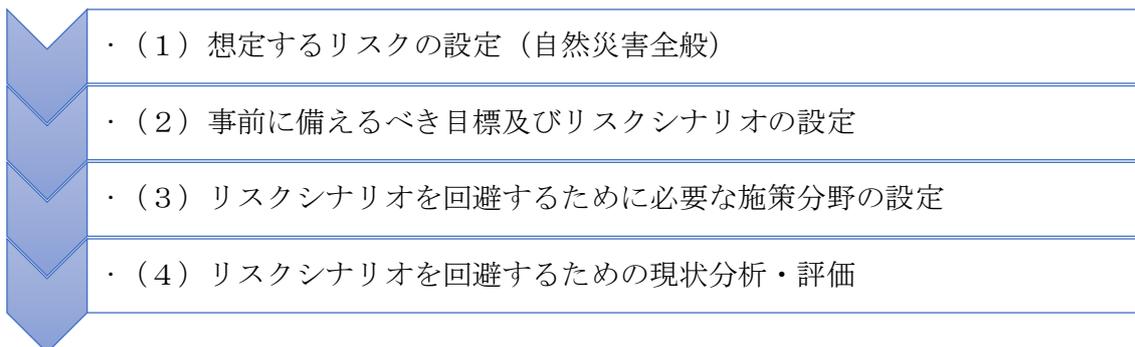
《本計画の対象とする災害》



8. 脆弱性評価の考え方

本計画の策定にあたって、以下の手順により本町の脆弱性評価を行い、国土強靱化のための推進方針を策定した。

《脆弱性評価の手順》



9. 脆弱性評価の実施

(1) 想定するリスクの設定 (自然災害全般)

国の基本計画及び県計画と同様に「大規模自然災害」を対象とし、本町においても、境町地域防災計画や地域特性を踏まえ、台風等の風水害、大地震など、大規模自然災害全般を想定した。

(2) 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

脆弱性評価は、リスクシナリオを想定した上で行うものとされている。そこで、国の基本計画や県計画との調和に留意しつつ、本町の地域特性を踏まえ、大規模な自然災害に対して8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、32の「リスクシナリオ」を次ページのとおり設定した。

(3) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

本計画では、32のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した（評価結果については本編第4章を参照）。

《本計画におけるリスクシナリオ》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最小限にとどめる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信インフラが麻痺・機能停止し、災害情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	地域交通ネットワークの長期停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域の貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

10. 本町における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するため、7つの施策分野において今後必要となる施策を検討し、以下のとおり推進方針を定めた。

(1) 行政機能／防災・消防等

推進方針	主な内容
①防災拠点機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる役場庁舎や避難施設等の公共施設について、耐震化・老朽化・設備等の転倒防止対策を着実に進める。 ・ 防災拠点としての電源確保のため、無停電電源装置、非常用発電機等の整備や必要な燃料確保を図る。
②業務継続体制の整備・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続マネジメント（BCP）を確立し、地域防災計画の改正、組織改編等に応じて業務継続計画（BCP）の見直しを図る。 ・ 町職員の災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害対応を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る。
③情報の収集・伝達体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時において、国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するための体制整備を図る。 ・ 地域の実情や災害種別に応じた災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化を図る。
④帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時における帰宅困難者発生に備えた対策を推進する。
⑤物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生直後における被災者の生活の安心・安全を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄を計画的に推進する。
⑥防災訓練の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町で起こりうる災害及び被害を想定し、総合防災訓練等を継続して実施する。
⑦地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時においては、本町単独の消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図る。 ・ 災害発生時に、地域で迅速に対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図る。
⑧広域応援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の対応能力を超える大規模災害に備え、消防及び自治体間の広域相互応援体制や関係機関との協体制の整備を図る。 ・ 国や他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、受援体制の整備を図る。
⑨避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に係る現状把握を的確に行い、必要な整備を推進する。 ・ 災害発生時に円滑な応急活動や避難・救護活動を実施する自主防災体制の構築を図り、避難所を自主運営できる体制作りを推進する。

(2) 住宅・都市・住環境

推進方針	主な内容
①住宅・建築物等の防火性向上・耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器設置率向上を目指すとともに、電池切れ等の維持管理や住宅用消火器の設置について、広報活動を通じて防火性の向上を図る。 住宅・建築物等の耐震診断及び改修等への補助に加え、避難路沿道等の倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全確保に関する取組に対する支援など耐震対策を図る。 建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、市街地内の老朽木造住宅や狭あい道路等の整備・改善を推進する。
②老朽危険空き家等対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の倒壊等被害防止のため、町内の老朽危険空き家等の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を図る。 空き家等を放置することなく、その活用可能性についても検討していくことが重要と考え、空き家バンクや住宅リフォーム助成制度の拡充を図る。
③町営住宅等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 「境町公共施設等総合管理計画」に基づく町営住宅等の維持・管理・改善を実施し、地震に対して安全で快適な居住環境を確保する。 災害時の二次被害を防止する観点から、町営住宅の防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入を図る。
④都市計画制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン（策定中）並びに立地適正化計画に沿った計画的なまちづくりを推進し、災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園・上下水道・下線等について計画的な方針のもと、効果的な整備を図る。
⑤上水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した水道施設の更新計画を策定し、配水管路の耐震化や浄水施設の更新、境浄水場及び取水場の浸水対策等を推進する。 災害時の拠点医療施設、災害対策本部等の拠点施設への配水管を重要度の高い管路として、増径及び耐震性の向上を図る必要がある。
⑥下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の災害対応体制の構築を図りながら、施設管路等の耐震化や長寿命化対策を図る。
⑦都市公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難場所及び広域的な防災の拠点とするため、都市公園等の整備を推進する。 公園内建築物については、施設の耐震化や長寿命化を図る。
⑧市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保等、災害に強い市街地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進する。
⑨土地区画整理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に有効な一定の道路公園等が確保できる土地区画整理事業地について、早期に事業を完了させるため、効果的な事業の運営を図る。 現在進めている土地区画整理事業については、早期完了を目指す。
⑩土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の維持のための土地利用を推進する。

推進方針	主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の有効活用とともに、生活環境の改善を図り、狭あいな道路の拡幅や面的整備の検討など都市基盤の整備を図る。

(3) 保健医療・福祉

推進方針	主な内容
①医療関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の人命救助を迅速に実施するため、DMAT 及び医師会等の医療関係者と平素から訓練等通じて、連携の維持・強化を図る。 医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る。
②救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医師会等の医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。 緊急医療体制の強化のため、保健所など関係機関との連絡体制の整備を進める。
③拠点となる病院におけるライフライン等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備を図る。 地域の拠点病院等に対する事業継続計画（BCP）策定を支援する等、病院の機能維持のための取組促進を図る必要がある。
④感染症等予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症 等予防対策の取組みを推進する。
⑤地域医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害等においても、安定的に医療サービスが受けられるために、かかりつけ医制度を推進する。
⑥避難行動要支援者の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要支援者に対する災害時の情報伝達や避難行動等のあり方について、平常時から検討を進め、ガイドライン・マニュアルの整備及び周知徹底を図る。 平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する。

(4) 産業・農業・エネルギー

推進方針	主な内容
①本社機能等の移転促進	<ul style="list-style-type: none"> 首都直下型地震など、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を推進する。
②商業・観光業の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等に備え、イベント等での来場者の避難経路確保と、速やかな避難誘導體制の整備を図る。 災害時において各事業所の重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）

推進方針	主な内容
	<p>の策定を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災体制の整備や防災訓練・地域の防災活動への協力体制の整備を図る。
③農業生産基盤、農道等の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設などの生産基盤等の老朽化対策や耐震化、管理体制の強化を促進する。 ・ 災害発生時における避難路を確保するため、農道の把握及び必要な整備を図る。
④ライフラインの災害対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時のライフラインの損傷は、発生時の住民等の生活に大きな影響を及ぼすことから、その機能を維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害に対する対応力の強化を図る。
⑤自立分散型エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用促進し、エネルギーの自立分散化を図る。

(5) 情報通信・交通・物流

推進方針	主な内容
①道路の防災・減災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進する。
②道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路や避難のための道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進する。 ・ より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係機関等で連携・協議を行い、随時指定路線の見直し等を行う。
③交通結節点への連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路について、市街地幹線道路や一般幹線道路からその他の幹線道路に移行、市街地については地域コミュニティに則した道路となるよう見直しを行う。
④町民等への災害情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民等への情報伝達手段として、防災情報メール配信をはじめ、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図る。
⑤緊急輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制の整備を図る。 ・ トラック協会との災害協定を活用するほか、使用可能な固有の緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理徹底を図る。 ・ プッシュ型支援の受入れに対応するため、物資の仕分け、保管、在庫管理及び端末地輸送が一元的に実施できる物流拠点の整備を推進する。

(6) 国土保全

推進方針	主な内容
① 合的な治水対策	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者等と連携して、外水のみならず内水氾濫に対しても、市街化区域及び染谷川周辺の雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備して雨水処理機能の向上を図るとともに、事業内容及び区域の見直し等の各種対策を促進する。
②災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には災害廃棄物が大量に発生することから、災害廃棄物の仮置場の選定や処理体制の整備を図る。
③環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生に伴う工業団地等に所在する事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策（平素からの監視体制の強化及び指導体制の充実等）、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築を図る。

(7) 地域防災

推進方針	主な内容
①地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時には、本町単独の消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図る。 災害発生時に、地域で迅速に対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図る。
②防火・防災意識の高揚、教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 町民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動・訓練等に積極的に参加するよう、各種出前講座等の実施により、防火・防災意識の高揚を図る。
③防犯体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害時を狙った夜間の犯罪や事故の未然防止を図るため、防犯カメラや防犯灯の整備を推進する。 「境町安心で安全なまちづくり条例」に基づき、町民、行政、事業者及び土地所有者が一体となって犯罪や事故の未然防止に努め、関係団体等と連携しながら防犯啓発活動や防犯パトロールに取り組む。
④ボランティア活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備を図る。
⑤外国人対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、関係機関と連携して、支援体制の整備を図る。 災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図る。

11. 施策の推進と重点化

(1) 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の進行管理は、毎年度 PDCA サイクルにより、指標や各取組みの進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図ることとする。

(2) 施策の重点化

人命保護を最優先とし、国の基本計画及び県計画と連携を図り、施策の重点化要素を踏まえ、32 のリスクシナリオの中から 9 を重点化項目として設定することとする。

《重点シナリオ一覧》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最小限にとどめる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
5	経済活動の早期復旧を図る	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

《資料 指標と目標値一覧》

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
1	社会体育施設点検 体育館 文化村公民館 武道館	未実施 (R1)	完了 (R3) 改修完了 (R5)	生涯学習課
2	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	91.3% (21 箇所/23 箇所) (R1)	100% (R5)	防災安全課 学校教育課 生涯学習課 総務課
3	全国瞬時警報システム (J-ALERT) 操作要員	2 名以上の育成 (R1)	2 名以上の育成を継続 (R6)	防災安全課
4	災害情報共有システム (L-ALERT) 操作要員	2 名以上の育成 (R1)	2 名以上の育成を継続 (R6)	防災安全課
5	民間事業者等との防災協定締結数	24 件 (R1)	30 件 (R6)	防災安全課
6	個人備蓄	-	3 日分 (R6)	防災安全課
7	公的備蓄	各小学校及び水害避難タワーに主食約 3,000 食、飲料水約 2,000 本	21,000 食(年度予算の状況を考慮し段階的に備蓄)	防災安全課
8	民間事業者等との防災協定締結数	24 件 (R1)	30 件 (R6)	防災安全課
9	総合防災訓練の実施回数	年 1 回 (R1)	年 1 回 (R6)	防災安全課
10	消防団充足率	99.4% (R1)	100% (R6)	防災安全課
11	自治体間相互応援協定の締結数	12 件(県内 43 市町村、県外 3 市) (R1)	利根川の氾濫等を考慮し、広域避難の受け入れ先となりうる自治体等との災害協定を締結	防災安全課
12	受援計画の策定有無	事業継続計画 (BCP) に「受援体制の確保」について規定	事業継続計画 (BCP) の「受援体制の確保」を拡張し、地域防災計画見直しに併せて吻合 (R3)	防災安全課

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
13	避難所運営マニュアルの整備	未策定 (R1)	策定 (R6)	健康推進室
14	木造住宅耐震診断件数 (年間)	3 件 (R1)	6 件 (R6)	都市計画課
15	ブロック塀等安全点検	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課
16	住宅用火災警報器の普及状況	72% (R1)	82.5% (R6)	防災安全課
17	町内の空き家件数	433 件 (H28)	400 件 (R6)	企画経営課
18	公共施設等の老朽化率	57.1% (H29)	50.0% (R6)	企画経営課
19	都市計画マスタープランの見直し	改定中 (R1)	見直し (R6)	都市計画課
20	立地適正化計画の策定	策定中 (R1)	見直し (R6)	都市計画課
21	都市計画道路の見直し	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課
22	区域指定の見直し	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課
23	経営戦略の策定	未策定 (R1)	策定 (R2)	上下水道課
24	水道施設更新計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R6)	上下水道課
25	ストックマネジメント計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R6)	上下水道課
26	最適整備構想の策定	未策定 (R1)	策定 (R2)	上下水道課
27	町民 1 人当たりの都市公園の敷地面積	0.26 m ² (R1)	10 m ² (R6)	都市計画課
28	都市公園の長寿命化計画	未策定 (R1)	策定 (R6)	都市計画課
29	公園等遊具の維持・修繕	別冊を参照		都市計画課
30	都市公園等の整備	別冊を参照		都市計画課
31	防災子ども安全まちづくり事業	施工中 (R1)	完了 (R4)	建設課
32	市街地地区道路整備事業	施工中 (R1)	完了 (R5)	建設課
33	地域の医療関係機関との応援協定の締結数	2 件 (茨城西南歯科医師会及び猿島郡医師会) (R1)	3 件 (R6)	防災安全課
34	予防接種ワクチンの接種率 (麻しん・風しん 1 期、2 期)	1 期 86% (H27) 2 期 93% (H27)	各 95% (R6)	社会福祉課 健康推進室
35	「災害時時要配慮者対応マニュアル (仮称)」の整備	未策定 (R1)	策定 (R6)	社会福祉課

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
36	境古河 IC 周辺地区への誘致企業	1 社 (R1)	4 社 (R6)	企業立地推進室
37	自立分散型エネルギー活用 発電器材保有数	水素自動車 2 台 電気自動車 3 台 トリアムハイブリッド 1 台 (R1)	10 台 (R6)	企画経営課 防災安全課
38	長寿命化修繕事業	計画策定中 (R1)	施工中 (R6)	建設課
39	道路改良率	39.8% (H30)	45% (R6)	建設課
40	交通安全施設整備事業	施工中 (R1)	施工中 (R6)	建設課
41	道路改築事業 (1-1 号線)	施工中 (R1)	完了 (R5)	建設課
42	その他道路整備事業	別冊を参照		建設課
43	市街地雨水管渠の整備	327m (R1)	665m (R2)	上下水道課
44	調整池等の整備	0 箇所 (R1)	1 箇所 (R4)	上下水道課
45	冠水対策整備事業	未実施 (R1)	完了 (R4)	建設課
46	染谷川改修事業	施工中 (R1)	施工中 (R6)	建設課
47	緊急浚渫推進事業	未実施 (R1)	完了 (R5)	建設課
48	河川改修率	47.1% (R1)	88% (R6)	建設課
49	染谷川排水機場機能診断	未実施 (R1)	実施 (R6)	建設課
50	災害廃棄物処理応援協定の締結数	なし (R1)	1 件 (R6)	防災安全課
51	消防団充足率	99.4% (R1)	100% (R6)	防災安全課
52	防犯カメラ、防犯灯の設置状況	防犯カメラ 86 箇所 防犯灯 2,331 箇所 (R2 未予定)	防犯カメラ 200 箇所 防犯灯 2,500 箇所 (R6)	防災安全課